

福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）交付要綱

（趣旨）

第1条 福島県（以下「県」という。）は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）の実施について」（令和2年6月25日障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止対策への取組や介護・福祉分野の職員を支援することを目的として、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付金を交付する。

（交付の対象及び交付額）

第2条 交付金は、障害福祉サービス施設・事業所等が実施要綱に定める次の事業（以下「事業」という。）を行う場合に要する経費のうち、別表に定める額について、障害福祉サービス施設・事業所等を所管する法人等に対して交付するものとし、その額は、予算の範囲内において知事が定める額とする。

- （1）障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業（実施要綱3（1））
- （2）在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業（実施要綱3（3）①）
- （3）在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業（実施要綱3（3）②）
- （4）障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業（実施要綱3（4））

（申請書の様式等）

第3条 規則第4条第1項の申請書は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に係る交付申請書（第1号様式）又は新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（障害分）個人用申請書（第1号様式の2）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。また、第1号様式による申請を行う場合、申請者は代理受領委任状（第1号様式別紙4）を徴しなければならない。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は次のとおりとする。

- （1）事業所・施設別申請額一覧（第1号様式別紙1）
- （2）事業実施計画書（事業所単位）（第1号様式別紙2）
- （3）障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（第1号様式別紙3）
- （4）その他必要な書類

（申請方法）

第4条 障害福祉サービス施設・事業所等を所管する法人等は、原則として次の（1）に掲げる方法により申請書等を提出するものとする。また、やむを得ない理由により（1）

の方法で提出できない場合は、(2)に掲げる方法により提出するものとする。

(1) 福島県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)を通じて知事に提出

(2) 知事に直接提出

(消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の減額申請等)

第5条 障害福祉サービス施設・事業所等を所管する法人等は、規則第4条の規定に基づき交付金の申請を行うに当たり、当該交付金に係る消費税及び地方消費税仕入れ控除額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方消費税法の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 障害福祉サービス施設・事業所等を所管する法人等は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、交付金に係る消費税及び地方消費税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付金の交付の条件)

第6条 交付の決定には次の条件が付されるものとする。

(1) 事業実施計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らねばならない。

(変更の承認の申請)

第7条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に係る変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。なお、規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、事業目的に反しない経費の配分の変更又は内容

の変更とする。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(交付金の交付)

第9条 知事はこの要綱に定める交付金について次の方法により交付する。

(1) 国保連を通じて交付する場合

第4条第1項第1号の規定により、国保連を通じて交付申請書の提出があった場合は、知事は、原則国保連を通じて障害福祉サービス施設・事業所等に概算払で交付する。

(2) 県が直接交付する場合

第4条第1項第2号の規定により、知事に直接交付申請書の提出があった場合は、知事は、障害福祉サービス施設・事業所等を所管する法人等に概算払で交付する。

ただし、個人用申請書(第1号様式の2)の提出があった場合は、知事は、申請者に精算払で交付する。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に係る実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して20日を経過した日、又は交付金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

なお、個人用申請書(第1号様式の2)による申請については実績報告を要しない。

(1) 事業所・施設別実績額一覧(第3号様式別紙1)

(2) 事業実績報告書(事業所単位)(第3号様式別紙2)

(3) 障害福祉慰労金受給職員表(法人単位)(第3号様式別紙3)

(4) その他必要な書類

(消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第11条 障害福祉サービス施設・事業所等を所管する法人等は、事業完了後に消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第12条 交付金の交付を受けた障害福祉サービス施設・事業所等を所管する法人等は、交付金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければ

ればならない。

(その他)

第13条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行し、令和2年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月3日から施行し、令和2年度分の交付金から適用する。

別表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業	国実施要綱による	賃金・報酬、謝金、会議費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、原材料費、その他必要と認める経費	10 / 10
在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業	国実施要綱による	賃金・報酬、謝金、会議費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他必要と認める経費	10 / 10
在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業	国実施要綱による	賃金・報酬、謝金、会議費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他必要と認める経費	10 / 10
障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	国実施要綱による	慰労金	10 / 10